

## 境町住宅リフォーム資金助成のお知らせ

境町では、地元中小零細企業者の活性化を図り、うるおいのある快適な住環境づくりを支援するため、住宅リフォーム資金助成制度を実施いたします。

この制度は、町民の皆さんが、「町内施工業者に住宅のリフォーム（改良・改善）工事を依頼」した場合、町からその経費の一部を助成するものです。

**一度この制度を受けている方及び住宅は、申込出来ませんのでご了承下さい。また、予算には限りがありますので、予算が無くなり次第終了とさせていただきます。**

### ○リフォーム（改良・改善）工事とは

住宅の修繕、模様替え、その他住宅の機能の維持および向上のために行う修繕、改造並びに設備改善をいいます。

### ○対象建物

- ・自らの持ち家。（自己が居住している家屋）
- ・個人住宅部分の他に、店舗、事務所、賃貸住宅等の部分がある建築物については、当該住宅の個人住宅部分。

### ○助成対象

工事費が10万円以上（消費税別）で令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月31日までに完了する工事

### ○助成金額

工事支払金額（消費税別）が10万円以上から100万円未満は8%、100万円以上は8万円を助成します。ただし、1,000円未満は切り捨てます。

### ○申込資格

次の要件全てに該当する方

- ① 住宅のリフォーム（改良・改善）工事を町内施工業者に依頼した場合
- ② 境町に継続して3年以上在住している方
- ③ 助成対象となる住宅の所有者であること
- ④ 町税を滞納していない者であること
- ⑤ 助成の対象となる工事について、町が実施する他の補助制度による助成を受けていないこと

○申込期間

令和6年4月1日以降着工し、完了した工事について、随時受付を行います。

※ 本年度着工・完了の工事を次年度で申請することはできません。

※ 施工に際しての注意事項等がありますので、工事を着工する前にご相談ください。

○申込手続き

完了した工事について、下記の必要書類を役場まちづくり推進課まで提出してください。

①境町住宅リフォーム資金助成申請書（様式第1号）

②工事完了証明書（様式第2号）

③承諾書

④工事施工前・施工後の写真（同じ位置から撮ったもの）

⑤領収書（確認のため原本をお持ち下さい）

⑥見積書



◎ 問合せ先：境町役場まちづくり推進課

◎ ☎ 81-1314